

平成30年度総合評価落札方式の制度改善について

1 最低制限価格に代わるダンピング防止対策の導入

- (1) 総合評価落札方式において、「最低制限価格」に代わる「基準価格」を設定し、この基準価格を下回るほど評価値を下げる算定式を採用します。
- (2) 大幅なダンピング受注の可能性がないため、低入札価格調査は行いません。
- (3) 但し、WTO 対象工事は従来どおりの算定式とし低入札価格調査を適用します。

【評価値の算出方法】

- ① 入札価格が『基準価格』以上の場合

$$\text{「評価値」} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}} \times 1\text{億}$$

- ② 入札価格が『基準価格』未満の場合

$$\text{「評価値」} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{基準価格} + (\text{基準価格} - \text{入札価格})} \times 1\text{億}$$

※ 『基準価格』は、最低制限価格及び低入札価格調査基準価格と同じ算定方法

2 適用する工事の決定方法の見直し

- (1) 「原則1億円以上の全ての工事に適用」としていましたが、「金額に関わらず工事の規模や難易度・特性を踏まえて適用を判断する」ことに変更しました。
- (2) 適用の判断については、総合評価落札方式適用選定委員会により適用を判断します。

3 評価タイプ・評価項目の変更

- (1) 評価タイプの見直し

評価タイプを、現行の5タイプから3タイプに変更し、従来の「簡易型」「特別簡易型A」「特別簡易型B」を「簡易型」に集約し、さらに「標準型A」「標準型B」は「WTO型」「標準型」のわかりやすい名称に変更しました。

- (2) 評価項目の見直し（主なもの）

別紙を参照のこと。

■評価項目の見直し（主なもの）

	評価項目	概要	評価基準・配点
新規	① 有資格者の長期雇用	当該工種に必要な監理技術者証の保有期間が10年以上、かつ、雇用期間が10年以上の技術者を雇用している場合に加点	条件を満たす技術者を雇用：0.5点
	② 技術者の新規資格取得	雇用する技術者が、過去1年間に指定する資格を新たに取得した場合に加点	指定する資格を取得：0.5点
変更	① 【企業の技術力】過去の工事成績	(1) 企業の直近の技術力を評価するため評価対象期間を変更 (2) 企業の評価対象期間の短縮に伴い評価対象件数と配点を変更	(1) 10年→ <u>5年</u> (2) 3件：3点→ <u>2件：2点</u>
	② 【企業の技術力】過去の同種工事実績	(1) 同種工事の工事成績評定点に応じて加点する評価から、同種工事の経験の有無による加点に変更 (2) 企業の直近の技術力を評価するため、評価対象期間を変更	(1) 実績2件：3点→ <u>実績1件：1点</u> (2) 10年→ <u>5年</u>
	③ 【企業の技術力】安全対策優秀表彰の実績	企業の直近の技術力を評価するため、評価対象期間を設定	期限無し→ <u>5年</u>
	④ 【配置予定技術者の技術力】過去の同種工事実績	同種工事の工事成績評定点に応じて加点する評価から、同種工事の経験の有無による加点に変更	2件：3点→ <u>2件：2点</u>
	⑤ 応急防災措置等に関する協定締結状況	危機管理上、市の重要施策であるため配点を変更	0.5点→ <u>1点</u>
	⑥ 【市の施策への協力】評価項目の選択性	参加者が会社規模や経営状況等に応じて、取り組み易いように市の施策に関する6項目から最大4項目を選択し、選択された評価項目のみを評価する方法に変更	7項目：合計3.5点→ <u>選択4項目：最大2点</u>